

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|-----------------------|------------------------------------|------------------------|--|-----------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 母子保健事業 | 市長 子ども未来局子ども 育成部母子保健課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るための各種健診事業を四医師会等に委託し実施する。妊娠、出産、育児等への母子保健サービスを一貫して提供し、各関係機関と連携を図りながら、健康で安定した生活を送れるように支援する。 | 子ども及びその親等、妊産婦とその関係機関 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 児童センター管理・運営 | 市長 子ども未来局 子ども 育成部 子ども・青少年政策課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | センター利用者の利用状況の把握。保護者が同伴しない小学生以上の児童の連絡先の把握。 | 0～18歳未満の児童及びその保護者 | ○ | | | | | | |
| 社会福祉施設等指導監査事務 | 市長 子ども未来局 子ども 育成部 子ども・青少年政策課 | 平成15年4月1日 令和6年4月1日 | 社会福祉法等関係法令の規定に基づき、市長が河管する社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に対し指導監査を実施するため。 | 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人の役員等及び社会福祉施設等の職員 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| 子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食） | 市長 子ども未来局 子ども 育成部 子ども・青少年政策課 | 平成29年6月15日 令和6年4月1日 | 地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて健全に成長できる環境づくりを推進するため、また、子どもの居場所として子ども、子育て世代、高齢者、地域の方々との交流を図るための会食を実施する個人・団体等への補助を行う。 | 事業主催者、参加者及び事業に参加するボランティア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 子ども未来局指定管理者審査選定委員会事務 | 市長 子ども未来局 子ども 育成部 子ども・青少年政策課 | 平成26年4月1日 令和6年4月1日 | 公の施設の指定管理者の審査、選定を公正に行うために設置する「子ども未来局指定管理者審査選定委員会」について、委員の選定、事務局連絡、会議の開催、報償費の支払い等を行う。 | 委員会委員 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| さるはなキャンプフェスタ・親子のつどい | 市長 子ども未来局 子ども 育成部 子ども・青少年政策課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 市内在住の小学生とその保護者が、野外活動を通して自然に親しまい、家族のふれあいの機会を提供し、青少年健全育成の推進をはかるもの。 | 実行委員スタッフ・参加者 | ○ | ○ | | | | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------------------|--------------------------------|-------------------------|--|---------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 青少年活動施設運営事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成15年12月25日 令和6年4月1日 | 青少年の健全育成を図るため、さいたま市グリーンライフ猿花キャンプ場条例に基づき、利用者や利用団体から申請を受け付け、利用許可を行う。また、キャンプ場の適正な管理・運営のため、キャンプカウンセラーの募集や猿花キャンプ場を守る会会員の報告を受け、必要な事務連絡を行う。 | キャンプ場利用者、キャンプカウンセラー、猿花キャンプ場を守る会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 青少年による郷土芸能伝承活動補助金 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成14年5月1日 令和6年4月1日 | 青少年の健全育成を促進するため、さいたま市青少年による郷土芸能伝承活動補助金交付要綱に基づき、郷土芸能伝承活動団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。 | 申請者、団体構成員 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| さいたま市区子ども連絡会補助金交付事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成18年4月1日 令和6年4月1日 | 青少年の健全育成を促進するため、区子ども会連合組織事業補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。 | 申請者 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 青少年育成さいたま市民会議事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成14年6月1日 令和6年4月1日 | 青少年育成さいたま市民会議の活動を円滑に進めるため、各地区会及び関係諸機関・団体等から理事を推薦いただき、必要な事務連絡等を行う。また、各専門委員会についても各地区会から委員を推薦いただき、必要な事務連絡を行う。 | 青少年育成さいたま市民会議理事、各専門委員会委員 | ○ | | ○ | | | | |
| 青少年育成さいたま市民会議地区会補助金 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成14年6月1日 令和6年4月1日 | 青少年の健全育成を促進するため、青少年育成さいたま市民会議地区会補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。 | 申請者、会計担当者 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 青少年育成さいたま市民会議地区会体験活動等事業補助金 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成14年6月1日 令和6年4月1日 | 青少年の健全育成を促進するため、青少年育成さいたま市民会議地区会体験活動等事業補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。 | 申請者、会計担当者 | ○ | | ○ | | ○ | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始 変更 廃止 日 日 日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---|--|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 若者自立支援ルーム事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成25年8月22日 令和6年4月1日 | 社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住で30歳代までの子ども・若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう支援を行う。 | 若者自立支援ルーム利用者 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| さいたま市二十歳の集い開催業務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成15年9月17日 令和6年4月1日 | 二十歳となった青年の人生の門出を祝福するために開催する。実行委員会の開催、関係団体からの協力、協賛、開催案内、事務連絡等に利用する。また、市外在住者による事前登録申込を受け付けるため利用する。なお、情報はさいたま市二十歳の集い実行委員会と共有する。 | 二十歳の集い対象者とその家族、二十歳の集い実行委員、青少年団体、協賛企業、式典招待者 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| 青少年の主張大会事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 市内在住または在学の小学校・特別支援学校小学部4～6年生、中学校・特別支援学校中学部1～3年生、高等学校・特別支援学校高等学部1～3年生、中学校卒業後3年以内の方を対象に、青少年の健全育成の推進を目的とした大会を開催するため、作品を募集、審査を行い、本人に通知する。優秀作品については、公表を行う。 | 作品応募者 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| 青少年健全育成推進大会事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成15年4月1日 令和6年4月1日 | 校外活動を中心として青少年の非行防止や健全育成に貢献した青少年関係団体及び個人の業績、または善行青少年を表彰するため、青少年育成さいたま市民会議表彰要領に基づいた表彰対象者を推薦いただき、選考を行い、結果を通知する。また、記念講演の講師を選定、依頼し、事務連絡を行う。 | 被推薦者、記念講演講師 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| さいたま市青少年団体等補助金交付事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 青少年の健全育成を促進するため、さいたま市青少年団体等補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。 | 申請者 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| さいたま市社会福祉審議会 児童虐待検証専門分科会運営事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成22年4月1日 令和6年4月1日 | 児童虐待の防止等に関する法律に基づき、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等の検証を行い、必要な再発防止策を検討し、市長に答申後、国に報告する。 | 被害児童、児童虐待者、委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|--|--------------------------------|------------------------|---|--|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| さいたま市社会福祉審議会 特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会運営事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成29年3月29日 令和6年4月1日 | 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立つて発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行い、その結果を市ホームページにて公表するほか、国へ提出する。 | 事故に遭った児童及びその保護者、事故発生施設関係者、委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会運営事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 平成18年4月1日 令和6年4月1日 | 子ども・子育て支援法77条に規定する子ども・子育て支援事業計画等に関する事項をはじめ、児童福祉に関する事項を調査審議するため、市社会福祉審議会条例に基づき設置した当該審議会の運営を行う。 | 委員 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 子どもの社会参画推進事業 (子どもがつくるまち) | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 令和3年8月1日 令和6年4月1日 | 子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成するため、子どもたちが自分たちで仮想のまちをつくり、まちで働いたり、サービスを受けるなどの社会参画体験ができる子どもがつくるまちを行う。参加者の募集等のため、本人同意のもと個人情報を収集する。 | 参加者 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| いじめ防止対策推進法の重大事態対応事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 令和5年3月31日 令和6年4月1日 | いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態及び当該重大事態と同種の事態について、学校の設置者またはその設置する学校が実施した調査結果の報告を受け、必要に応じて、調査結果について「さいたま市いじめ問題再調査委員会」において再調査を行い、議会に報告する。 また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。 | 重大事態及び当該重大事態と同種の事態の当事者及び保護者、さいたま市いじめ問題再調査委員会委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 常設型居場所事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 | 令和6年4月1日 | ・児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を実施する事業者へ必要となる経費を補助する。 ・さいたま市生活困窮者学習支援業務 (小学生対象) の受託者へ食事の提供を行う費用を補助する。 | 事業実施団体 (職員等)、参加者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ひとり親家庭等医療費支給事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成する。なお、第三者から当該医療費の一部又は全部について損害賠償を受けた者、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者及び医療費の過分の支給を受けた者についてはその全部又は一部を返還させる。 | ひとり親家庭等受給者及びその児童 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------------|----------------------------|-----------------------|--|--------------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 児童手当事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了前の児童を養育している方に児童1人当たり月額5千円から1万5千円を支給する。 | 住民基本台帳上の中学修了前の児童の扶養者及びその児童、別居監護児童 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 子育て支援医療費助成事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 乳幼児・児童に係る医療費の自己負担分を助成する。なお、第三者から当該助成に係る医療給付の一部又は全部について損害賠償を受けた者、偽りその他不正の手段により医療費助成金の支給を受けた者及び医療費助成金の過分の支給を受けた者についてはその全部又は一部を返還させる。 | 子育て支援医療費助成制度の受給資格者及びその乳幼児・児童 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 児童扶養手当事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年7月4日 | 児童扶養手当法に基づき、申請者や受給資格者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、また、受給資格者（養育者を除く。）に対し、生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援を行う。適正な事務を執行するため、返還金については、必要な調査及び督促をし、徴収する。 | 児童扶養手当受給者及びその児童 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 母子父子寡婦貸付金事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 母子家庭の母及び寡婦に対して各種資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図る。また、貸付金の償還に関することを行い、滞りがある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。 | 母子・寡婦福祉資金貸付金申請者、借受者、連帯借受者、連帯保証人 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| 製造たばこの小売販売業申請に伴う証明事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、たばこの小売販売業の許可申請するための証明を行う。 | 配偶者のない女子で現に児童を扶養していただばこの小売販売を希望するもの | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ファミリー・サポート・センター運営事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 育児の援助を受けたい者ややりたい者を会員として組織化し、相互援助活動を行うことにより、勤労者が仕事と育児を両立し安心して働くことが出来る環境作りを目的とする。援助活動を行う上で必要な会員情報をセンターに登録し調整役であるアドバイザー等が適切な斡旋を行う。又援助活動をした会員から報告書の提出を受ける。 | さいたまファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンター埼玉の会員 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------|---|--|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| ひとり親家庭児童就学 支度金支給事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成15年8月1日 令和5年4月1日 | 市町村民税非課税世帯を対象に、ひとり親家庭児童就学支度金支給事業を行うため | 申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者全員 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 子育てヘルパー派遣事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成19年4月1日 令和5年4月1日 | さいたま市子育てヘルパー派遣事業実施要綱に基づき、体調不良等により子育てに負担感・不安感を抱える家庭からの申請を受付し、派遣の可否を決定し、子育てヘルパーを派遣する。 | 利用者世帯全員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ハローエンゼル訪問事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成20年4月1日 令和5年4月1日 | 地域の子育て支援経験者が、子育て支援に関する情報の提供や子育てにかかわる適切なアドバイスを行うことにより、保護者が安心して子育てができる環境と乳児の健全育成を図るとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供することを目的とする。 | 産婦・新生児訪問指導を受けていない、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭 | ○ | | | | | | ○ |
| 子ども手当支給事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成22年4月1日 令和5年4月1日 | 次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育している方に子ども1人当たり月額1万円から1万5千円を支給する。 | 住民基本台帳及び外国人登録原票登録者、別居監護児童 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ひとり親家庭高等職業 訓練促進給付金等事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成19年4月1日 令和5年4月1日 | ひとり親家庭の父又は母に対して、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等技能訓練促進費及び入学支援修一時金を支給する。 | 高等技能訓練促進費及び入学支援修一時金申請者及び申請者と同一の世帯に属する者 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| ひとり親家庭自立支援 教育訓練給付金事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成17年4月1日 令和5年4月1日 | ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、自立支援教育訓練給付金を支給する。 | 自立支援教育訓練給付金申請者 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------------|----------------------------|------------------------|---|---------------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成23年4月1日 令和5年4月1日 | ひとり親家庭等の就業・自立を促進するため、就業相談から就業支援講習会による技能習得に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行う。 | 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成18年1月1日 令和5年4月1日 | 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、必要に応じて公共職業安定所に対し支援要請を行う。 | ひとり親家庭等自立支援プログラム策定希望者及び希望者と同一の世帯に属する者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ひとり親家庭高卒程度認定試験合格支援事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成28年6月16日 令和5年4月1日 | ひとり親家庭の母、父、又はその扶養している児童に対し、より良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的とする。 | ひとり親家庭の父、母又はその子 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| ひとり親家庭等法律相談 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成29年4月1日 令和5年4月1日 | ひとり親家庭の離婚前後の法律問題に対し、弁護士による相談を実施することによって、離婚後の生活を安定させ、必要とする支援につなげることを目的とする。 | ひとり親家庭の父又は母 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| さいたま子育てWEB事業事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成25年4月1日 令和5年4月1日 | さいたま子育てWEBで、子育てに関する情報を取材・発信する子育て情報局員の募集にあたり、応募用紙(エントリーシート)を収集するほか、保険の加入等に必要情報を収集する。また、子育てWEB会員登録時にメールアドレスを収集する。 | 子育て情報局員、子育てWEB会員 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| ブックスタート事業事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成25年4月1日 令和5年4月1日 | 生後4~10か月の乳児を対象にブックスタートバックをプレゼントする。プレゼントの際に引換券を回収する。 | 生後4~10か月の乳児 | ○ | | | | | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|---------------------------|----------------------------|-----------------------|--|---|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| ファミリー・サポート・センター利用支援事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 平成30年5月1日 令和5年4月1日 | ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポート事業を利用しているひとり親世帯、ダブルケア世帯及び多子世帯に対し、利用料の補助を行う。 | ファミリー・サポート・センター利用支援事業登録申請者 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 子育て支援センター事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和2年6月1日 令和5年4月1日 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育て支援センター利用の際に個人情報を収集する。 | 未就学児童及びその保護者 | ○ | | | | ○ | ○ | |
| のびのびルーム事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和2年6月17日 令和5年4月1日 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、のびのびルーム利用者から個人情報を収集する。 | 未就学児童及びその保護者 | ○ | | | | | | |
| 養育費に関する公正証書等作成促進補助金に関する事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和3年6月1日 令和5年4月1日 | 養育費に関する公正証書等の作成を促進することを目的とし、公正証書等を作成した場合に対象経費について補助金を交付する。 | 養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請者 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 養育費の保証促進補助金に関する事務 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和3年6月1日 令和5年4月1日 | ひとり親が養育費を受け取れるような仕組みを整えることを目的とし、養育費に関する保証契約を締結した場合に対象経費について補助金を交付する。 | 養育費の保証促進補助金交付申請者 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| さいたま市多子世帯子育て応援金給付事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和5年4月1日 | 子育てに係る経済的負担を軽減し、本市の将来にわたる児童の人口増に寄与するとともに、安心して子どもを養育できる環境を提供するため、多子世帯に給付金を支給する。 | 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生まれた第3子以降の児童を養育する世帯 | ○ | | ○ | | ○ | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------------------|---|---|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| のびのび赤ちゃん応援 金給付事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和5年7月3日 | 子どもの健やかな成長と子育てを応援し、子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを育てることが出来る環境づくりを推進するため、新生児を養育する世帯を対象にさいたま市のびのび赤ちゃん応援金を支給する。 | 新生児を養育する者（生活保護受給者を除く） | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ひとり親家庭等就学支 援金支給事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和5年7月3日 | 物価高騰等により就学支度に影響を受けた低所得のひとり親家庭等を支援するため、小学校、中学校、高等学校等に入学した児童の入学準備に要した経費について、養育する保護者に支援金を支給する。 | 令和5年4月に小学校、中学校、高等学校等に入学した児童を養育する児童扶養手当全部支給相当のひとり親（生活保護受給者を除く） | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 令和5年度低所得の子 育て世帯物価高騰対策 給付金給付事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和5年12月25日 | 国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯に令和5年度低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金を支給する。 | 低所得の子育て世帯 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 低所得の子育て家庭児 童進学支援金助成事業 | 市長 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課 | 令和6年4月1日 | 経済的課題を抱えるひとり親世帯や低所得の子育て世帯の児童に対し、国の補助事業を活用し、模試費用や受験料の助成を行うとともに、本市独自の入学一時金の助成を行うことで、児童の進学を支援する。 | 低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業の申請者 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 不妊治療支援事業 | 市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課 | 平成16年7月1日 令和6年4月1日 | 相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援をする。 | 不妊に悩む夫婦等 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 乳幼児栄養調査 | 市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課 | 平成27年8月3日 令和6年4月1日 | 統計法に基づき、国が10年に一度実施するもので、全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握することにより、母乳育児の推進や乳幼児の食生活の改善の基礎資料を得ることを目的とする。 | 平成27年度国民生活基礎調査の単位区から無作為に抽出した6歳未満の子ども及びその子供がいる世帯 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------------|-------------------------------|-----------------------|--|---|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| さいたま市保健愛育会 表彰事務 | 市長 子ども未来局子ども 育成部母子保健課 | 平成13年4月1日 令和6年4月1日 | 国や県等からの被表彰者の推薦依頼を受け、表彰等に関する事務等を行い、依頼元へ推薦を行う。 | さいたま市保健愛育会被表彰者 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| 出産・子育て応援事業 | 市長 子ども未来局子ども 育成部母子保健課 | 令和5年1月20日 令和6年4月1日 | 全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給する。 | 令和4年4月1日以降に妊娠した方、または出生した児童の養育者 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| 私立幼稚園等特別支援 促進事業 | 市長 子ども未来局 子育て 未来部 幼児政策課 | 平成25年4月1日 令和6年4月1日 | 特別な教育的支援を行う幼稚園等に対して、巡回相談を実施して解決に向けての支援を行ったり、特別支援教育の充実及び振興を図るために補助金を交付したりしている。その際には、該当児や園等の個人情報が必要となるため。 | 該当園・該当園児 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 幼児教育推進事業 | 市長 子ども未来局 子育て 未来部 幼児政策課 | 平成25年4月1日 令和6年4月1日 | 幼児教育を推進するために専門的な知見をもっている方々に委員を委嘱し、会議や研修会を実施している。その際、委員へ報償費を支払うため個人情報を取り扱う事務が必要となる。また、研修会への参加希望を募る際には、会の運営を円滑に進行するため、氏名や所属園・地位等の記入を依頼している。 | 委嘱委員・研修参加者 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 私立幼稚園等預かり保育 促進事業 | 市長 子ども未来局 子育て 未来部 幼児政策課 | 平成20年4月1日 令和6年4月1日 | 私立幼稚園や認定こども園における預かり保育を促進するため、預かり保育を実施する園に対して補助金を適正に交付する。 | 補助申請のあった幼稚園及び認定こども園の教職員、子育て支援型幼稚園の子育て支援料利用希望者 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 子育てのための施設等 利用給付事務 | 市長 子ども未来局 子育て 未来部 幼児政策課 | 令和1年7月1日 令和6年4月1日 | 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されるにあたり、施設等利用費の給付の可否や給付額の算定のため、幼稚園や認可外保育施設等を利用する者から認定申請を受けるもの。併せて、施設等利用費に応じて保護者へ給付を行うもの。 | 幼稚園や認可外保育施設における施設等利用給付を受けようとする者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 | 開始 変更 廃止 日 日 日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------------|--|--------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課 | 令和3年5月26日 令和6年4月1日 | 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施し、基費に適合する施設等を対象施設等として決定するとともに、対象施設等に在籍する幼児の保護者からの請求に基づき、給付金を給付するもの。 | 対象施設等の教職員並びにこの施設を利用する幼児及びその保護者 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| 送迎保育ステーション運営事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課 | 令和4年1月4日 令和6年4月1日 | 市が指定した幼稚園等が開所するまでの間及び降園時間後に児童を保育する拠点を設置し、運営するもの。 | 送迎保育ステーションを利用する幼児及びその保護者 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| 送迎保育ステーション整備事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課 | 令和3年4月1日 令和6年4月1日 | 市が指定した幼稚園等が開所するまでの間及び降園時間後に児童を保育する拠点を整備するもの。 | 送迎保育ステーションを整備する事業者の代表者、役員、職員 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 放課後児童クラブ事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 小学校1年生から6年生の留守家庭児童を預かり、放課後時における児童の健全育成を図る。なお、指導料に滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。 | 放課後児童クラブ入室希望者及びその保護者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 民設放課後児童クラブ健全育成事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | ・小学校1年から6年生の留守家庭児童を預かる民設放課後児童クラブ運営事業者との委託事務。 | ・民間児童入室希望者及びその保護者 ・支援員及び補助員 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 放課後児童支援員処遇改善費補助金 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成27年4月1日 令和6年4月1日 | 児童クラブに勤務している放課後児童支援員の処遇改善を図るため、児童クラブを運営する法人に対し、予算の範囲内において、さいたま市民設放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金を交付する。 | 民設放課後児童クラブ支援員 | ○ | ○ | ○ | | | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|------------------------------------|----------------------------|-----------------------|--|---------------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 放課後子ども総合プラン推進委員会 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成19年4月1日 令和6年4月1日 | 放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会を設置している。 | 放課後子ども総合プラン推進委員会委員 | ○ | | ○ | | | | |
| 放課後児童クラブ指導員研修検討委員会 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成25年4月1日 令和6年4月1日 | 放課後児童クラブ指導員研修において、指導員の能力向上を効果的かつ効率的に推し進めるため、さいたま市放課後児童クラブ指導員研修検討委員会を設置している。 | 指導員研修検討委員会委員 | ○ | | ○ | | | | |
| 放課後児童クラブ支援員研修会 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの支援員等が、支援員として資質向上を図るとともに、事業のより一層の充実を図る。 | 放課後児童クラブ支援員研修会講師 | ○ | | ○ | | | | |
| 民設放課後児童クラブ保護者助成金 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 民設放課後児童クラブに入所している児童の保護者の負担の軽減を図るため、保護者に対し助成金を交付する。 | 民設放課後児童クラブ入室者、保護者及び同居の祖父母 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)補助金 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 令和4年2月1日 令和6年4月1日 | 児童クラブに勤務している放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、児童クラブを運営する法人に対し、予算の範囲内において、さいたま市放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)補助金を交付する。 | 放課後児童クラブ支援員、補助員 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 放課後子ども居場所事業事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課 | 令和6年2月1日 令和6年4月1日 | 小学校に就学する児童を対象に学校施設等を利用して、すべての児童に多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供する事業を実施するため、事業を委託し、受託事業者にて利用者の受付事務を行うとともに事業を運営するために必要な情報を収集し共有する。 | ・放課後子ども居場所事業利用希望者及びその保護者 ・支援員及び補助員 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|--------------------|--------------------------------|------------------------|---|-------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 公有地を活用した保育所整備 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課 | 平成27年4月20日 令和5年4月1日 | 保育所利用待機児童の解消を図るため、公有地（国有地、県有地及び市有地）を活用し、私立認可保育所等を整備する。当該公有地の近隣住民への施設整備に係る説明会や意見確認を行うに当たり、居住位置による意見の特徴の把握や意見に対する回答等を行うため、本人から氏名、住所及び電話番号を取得する。 | 施設整備に係る説明会の参加者、意見の提出者 | ○ | | | | | | |
| 認可保育所等整備事業 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 待機児童削減のため、多様な保育の受け皿の確保に向けて、認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園などの保育施設の整備を行い、多様な保育の受け皿を確保します。 | 保育施設を整備する事業者の代表者、役員、職員 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 保育士等の職員配置の特例に関する業務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課 | 令和3年4月1日 令和5年4月1日 | 保育の担い手確保のため、保育士等が行う業務の要件を柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げることが目的としています。 | 制度を利用する施設の代表者、職員 | ○ | ○ | | | | | |
| 病児保育室整備事業 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課 | 平成27年10月1日 令和5年4月1日 | 保護者の子育てと就労の両立を促進するとともに、児童の健全育成を図るために、医療機関又は保育施設において、病気又は病気の回復期にあり、認可保育所等での集団保育が困難な児童を一時的に預かる「病児保育室」を整備する。 | 病児保育室を整備する事業者の代表者、役員、職員 | ○ | ○ | | | | | |
| 保育料認定徴収事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 保育料を適正に設定し、徴収する。また、保育料滞納者に対し、収納対策課と共同で事案解決を図り、保育料を徴収する。 | 児童及び保護者 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 保育所運営事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成13年5月1日 令和5年7月10日 | 児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第19条に基づき、保育を必要とする児童の保育を実施するもの。 | 入所児童及び業務従事者、実習生 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------------|-------------------------|-----------------------|--|------------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 保育所メール配信システム事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成24年2月1日 令和5年4月1日 | 災害等の際、配信を希望する保護者の携帯電話等に一言に安否情報等を配信する。 | 利用登録者（児童・児童の保護者） | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 食物アレルギーを有する児童の健康安全管理 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成27年4月1日 令和5年4月1日 | 市内保育所において、食物アレルギー疾患を有する児童の症状を把握し、給食の提供等において適正に対応し、児童の健康と安全を守る。また食物アレルギーの診断書である「生活管理指導表」の文書料の助成を行う。 | 児童および保護者 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 安全・衛生管理事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 公立保育園職員の健康状態を把握し、保育所運営の安全・衛生管理の徹底を図る。 | 公立保育園職員 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 災害給付事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付にかかる契約の更新、給付金の請求及び保護者への給付金の支払いに関する事務 | 公立保育園の児童 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 一時保育等災害救済事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 公立保育所の一時保育事業・地域交流事業において、利用者に事故等が発生した場合に補償金を被災者に給付する事務 | 事業を利用する保護者および児童 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| 公立保育園給食提供事業に関する事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成25年6月1日 令和5年4月1日 | 「さいたま市立保育所における幼児給食提供に関する要綱」に基づき、給食（主食および副食）提供を希望する児童に対して給食費（主食費および副食費）の徴収・減免ならびに還付を行う。また、給食費滞納者に対し、収納対策課と共同で事案解決を図る。 | 幼児給食提供を受けることに同意した3歳から5歳児クラスの幼児と保護者 | ○ | ○ | ○ | | | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------|--|-------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 保育園職員研修会運営事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | 市内保育施設（公立保育園、私立保育園、小規模保育事業所、認可外保育施設、認定こども園）の職員を対象に研修会を開催するため、参加者を募集する。また、講師を選定、依頼し事務連絡等を行う。 | 研修講師、研修参加希望者 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 安心・安全対策推進事業関係事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成30年4月1日 令和5年4月1日 | 保育施設の安心・安全な運営支援を目的とした、研修・勉強会等事業を実施するため、参加者の募集、講師の選定・依頼、事務連絡等必要な事務を行う。 | 研修等事業の参加者、講師等 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 保育人材確保関係事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 平成27年4月1日 令和5年4月1日 | 保育人材確保を目的とした、研修等事業を実施するため、参加者の募集、講師の選定・依頼、事務連絡等必要な事務を行う。 | 研修等事業の参加者、講師等 | ○ | ○ | ○ | | | | |
| 医療的ケア児保育支援センター運営事業 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育課 | 令和5年11月27日 | 主に未就学の医療的ケア児とその家族に対して、相談・交流・一時預かりによる家庭の支援、保育所入所につながる支援等を実施する。また、本人の同意を得た上で、保育施設や医療機関等の関係機関との情報共有等を行い、適切な支援につなげる。 | 未就学の医療的ケア児とその家族 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 私立保育園関係事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成13年5月1日 令和6年4月1日 | 目的・・・私立保育園の経営安定化、職員処遇の改善、児童福祉の向上 概要・・・運営費の支弁、各補助金等の交付 | 私立保育園の職員及び在園児童 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 認可外保育施設関係事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成13年5月1日 令和5年4月1日 | さいたま市指定のナーサリールーム・家庭保育室等に対する委託等事務、児童福祉法に基づく認可外保育施設関係事務（設置届の受理、指導監督等）及び認可外保育施設への適切な情報提供事務 | 認可外保育施設 設置者、職員、入室児童、保護者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|---------------------|-----------------------------|------------------------|---|--------------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 保育所入所事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成13年5月1日 令和5年7月4日 | 保育施設入所選考を行うため、保育所入所希望児童及びその家族の世帯情報等の申込受付を行い、選考・結果通知・入所相談・統計等の事務を行う。 | 保育所入所希望児童及びその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 病児保育室利用料請求事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成15年12月1日 令和5年4月1日 | 病児保育室利用者へ利用料を請求する事務 | 病児保育室利用児童、保護者 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 病児保育室利用連絡書発行手数料補助事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成15年12月1日 令和5年4月1日 | 病児保育室利用連絡書発行手数料の一部を補助する事業 | 病児保育室利用予定児童、保護者 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 保育士資格取得に関する補助金交付事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成25年11月1日 令和5年4月1日 | 保育人材の確保のため、市内保育所に勤務又は勤務を希望する者のうち保育士資格取得を希望する者に対して、資格取得のために要する費用の一部を補助金交付要綱に基づき交付する。 | 市内保育所に勤務する者又は勤務を希望する者のうち、補助金交付を希望する者 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 保育所等の利用に関する相談対応事務 | 市長 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課 | 平成25年12月1日 令和5年4月1日 | 各区役所に配置した保育コンシェルジュにより、保育所等の利用に関する相談対応を行うもの。個別のニーズを確認し、ニーズに合った保育サービスや保育施設の情報提供を行う。 | 保育所等の利用を希望する児童の保護者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 診療記録事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター総務課 | 平成30年6月18日 令和4年4月1日 | 子ども家庭総合センター内診療室における利用者の診療を記録するもの | 子ども家庭総合センター内診療室利用者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関名 担当課 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------|---------------------------------|-----------------------|---|---------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 総合相談事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 | 平成30年4月1日 令和6年4月1日 | おおむね15歳までの子どもに関する相談を受け付け、子育て中の家族の支援を行う。専門的な機関につなぐ必要があると思われる場合、組織連携推進会議等で子ども家庭総合センター内専門相談機関（児童相談所・男女共同参画相談室・総合教育相談室・子ども家庭支援課・こころの健康センター）と連携し支援機関を調整する。 | 相談者及びその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| なんでも若者相談 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 | 平成30年4月1日 | 主に中高生から30代の成人前期の若者を対象に、学校・仕事に関すること、人間関係、病気や障害に関する悩みごとなど、幅広い相談に応じ、関係機関（子ども家庭総合センター内の各課所、各区支援課・福祉課、子ども未来局関係課、保健福祉局関係課、教育委員会関係課等）との連携を図り、若者を支援する。 | 相談者及びその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 施設の利用者登録に係る事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 | 平成30年4月1日 | 子ども家庭総合センターの利用者登録に係る必要書類の受領及び利用者登録決定後の登録証の発行・引渡し等を行う。 | 利用者登録する本人 | ○ | ○ | | | | | |
| PCITに係る研修事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 | 平成31年4月1日 令和4年4月1日 | PCITを実施する職員を養成するため、外部講師による研修（座学と実践）を実施し、その経過を記録する。 | PCITを受ける親子 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| インクルーシブ子育て支援事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 | 平成30年4月1日 令和4年4月1日 | 地域の子育て支援者の育成のため、フォローアップ報告訪問施設の子どもや保護者の様子、支援者の関わりの工夫を記録する | 子育て支援者と、子育て支援者が関わる子どもと保護者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 拾得物管理事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課 | 平成30年4月1日 | センター内における拾得物及び遺失物等を遺失物法に基づき適正な管理を行うことを目的とする。拾得物の受付のし、所轄警察署への届出、落とし主への連絡及び返還を行う。 | 拾得物の届出者及び遺失物の所有者 | ○ | | | | | | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始日 変更日 廃止日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|------------------|-------------------------------------|------------------------|---|---------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 児童措置事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成13年5月1日 令和2年4月1日 | 児童保護等に関すること。通報者や住民記録等から要保護児童及びその保護者の所在等を収集し訪問等する。なお、要支援者発見のため、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。 | 保護等を必要とする児童及びその保護者等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 里親登録事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成13年5月1日 令和2年4月1日 | 里親に関すること。里親になる希望者本人から、下記一般的取扱事項を収集し里親登録を行う。なお、要支援者発見のため必要に応じて関係機関と情報共有を図る。 | 里親登録申請者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 児童相談所 保護者負担金徴収事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成15年4月1日 令和2年4月1日 | 児童福祉施設に入所・通所するにあたり、児童の保護者または本人から徴収する負担金の徴収事務。滞納がある場合は、督促を行い、臨戸徴収も行う。 | 児童福祉施設等に入所している児童の保護者または本人 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| 児童相談事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成15年4月1日 令和2年4月1日 | 児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、関係機関との協力のもと最も効果的な処遇を行うことによって、すべての児童が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限発揮することができるよう児童およびその家庭等の援助活動を行い児童の福祉の向上と児童の権利の保護を行うため。 | さいたま市内に居住する18歳未満の児童及びその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 児童一時保護事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成15年5月1日 令和2年4月1日 | 棄児・家出児童・虐待や放任など、緊急に保護が必要な児童を関係機関との協力のもと保護することにより、児童の福祉を図りその権利の保護する。なお、要支援者発見のため、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。 | 緊急に保護することが必要な児童とその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 措置費事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成15年4月1日 令和5年7月11日 | 児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設等への措置を採った場合に措置に要する経費の支弁を行う。 | 児童福祉施設等に入所する児童等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始 変更 廃止 日 日 日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|----------------|--------------------------------------|-------------------------------|---|--------------------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 療育手帳の判定事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成15年4月1日 令和3年10月1日 | 知的障害の程度を心理的、社会的、医学的に診断し、療育手帳の等級を判定する。療育手帳を取得することで、等級に応じて各種の福祉サービスを受けることができる。療育手帳の判定結果は各区支援課経由にて申請者へ渡す。 | 療育手帳交付申請者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 障害児の入所の支給決定事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成15年4月1日 令和2年4月1日 | 障害児施設を利用する対象者に対し、サービスの支給決定を行う。ただし、18歳以上の利用者については、「自立支援給付事務」に引継ぐ。 | 18才未満の児童及びその保護者。障害児施設に入所している者。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 児童相談所児童いじめ相談事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所 | 平成27年8月27日 令和2年4月1日 | 市全体でいじめの防止等に向けた対策に取り組むため、児童相談所が児童や保護者等からのいじめ等に関する相談を受け付け、対応方法の助言や関係機関の紹介をするとともに、必要に応じて児童の個人情報や状況を教育委員会や学校に提供する。 | いじめ等を受けている児童及びいじめ等に関する相談者 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 家庭児童相談室事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成13年5月1日 令和4年4月1日 | 子どものしつけや性格・生活習慣・言語・学校生活・非行などに関する相談を家庭児童相談員が受け付ける。 | 家庭児童相談室に対する相談者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 母子生活支援施設入所事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成13年5月1日 令和4年4月1日 | 生活上問題のある母子家庭等が入所し、世帯の自立を促進するために、養育等の援助を行う。 | 母子生活支援施設入所・一時保護者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 助産施設入所措置事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成13年5月1日 令和4年4月1日 | 保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができず、他からの援助も期待できない妊産婦が、入所して出産できるようにする。 | 助産施設入所申請者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始 変更 廃止 日 日 日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|--|----------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 子どもショートステイ 事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成19年4月1日 令和4年4月1日 | 当事業は家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間、養育・保護することにより、核家族化等によって養育機能が低下した家庭を支援することを目的としている。また、当事業の利用者負担額を決定するにあたり、世帯員全員の市民税の課税状況を確認する必要がある。 | 利用者世帯員全員 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| 要保護児童対策地域協議会事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成18年6月1日 令和4年4月1日 | 地域の児童虐待関係機関等が、子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有することによって、要保護児童の早期発見、迅速な支援開始を図り、同一の認識の下で支援を行うことによって、支援を受ける家庭にとってより良い支援を行うこと等を目的とする。 | 子ども及びその家族等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 児童入所施設等定員割愛事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成28年4月1日 令和4年4月1日 | 児童福祉施設等への入所に関して他自治体から入所を依頼された児童について、児童の福祉向上と権利の保護を図る観点から、施設等の定員割愛協議を行う。割愛協議対象児童の情報を収集し、必要に応じて関係機関と協議を行う。 | 割愛協議対象者 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| 子どもケアホーム事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成30年5月21日 令和3年4月1日 | 家庭や対人関係その他環境上の理由により、社会や学校への適用が困難になった児童を短期間の入所や通所を通じて、当該児童を社会等に適応するための治療や生活指導を行い、併せて退所後の相談や必要な支援を行うことを目的とする。 | 子どもケアホーム入所・通所児童とその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 令和1年8月1日 令和5年4月1日 | 子ども家庭庁から調査依頼のある「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学等の状況確認」を実施するため、各所管課から対象年齢児童の就園状況及び児童手当受給等について目的外利用及び外部提供を受け、住民登録情報との突合結果を確認対象児童一覧として児童相談所及び各区役所支援課へ提供し、児童の安全確認のための調査を行う。 | 市内に住民登録のある児童 | ○ | | ○ | | | | |
| 社会的養育推進事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 平成13年5月1日 令和4年4月1日 | 社会的養育を必要とする児童を擁護し、また、配偶者のいない女子とその看護すべき児童を保護するとともに、社会的自立の促進のための支援を行う。 | 当課所管施設の利用者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

個人情報取扱事務目録

令和6年 5月 1日

| 事務の名称 | 実施機関 担当課名 | 開始 変更 廃止 日 日 日 | 事務の目的及び概要 | 対象者の範囲 | 個人情報の項目 | | | | | | 利用目的外の 経常的な利用 又は提供 |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------|---|----------------------|---------|----|----|----|----|-----|--------------------------|
| | | | | | 一般的取扱情報 | | | | | 要配慮 | |
| | | | | | 基本 | 経歴 | 経済 | 心身 | 生活 | | |
| 児童虐待防止事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 令和4年4月1日 | 児童福祉法の規定に基づき、子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報提供、相談への対応、総合調整）を行う。必要に応じて関係機関と情報を共有する。 | 子どもとその家族 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 令和5年7月6日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| ヤングケアラー訪問支援事業 | 市長 子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課 | 令和4年9月1日 | 当該事業は、ヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減することを目的とする。 | 利用者世帯員全員 | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| ひまわり学園個人情報システム事務 | 市長 子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課 | 平成9年12月1日 | ひまわり学園利用者の障害の状況・診療・訓練を記録するもの。 | ひまわり学園利用者 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | 令和6年2月1日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 診療記録事務 | 市長 子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 医務課 | 昭和58年4月1日 | ひまわり学園における利用者の診療を記録するもの | ひまわり学園利用者 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | 令和6年2月1日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 療育記録事務 | 市長 子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 育成課 | 昭和58年4月1日 | 学園内診療所の医師の指示に基づき、外来において訓練・指導・検査等を行う。 | ひまわり学園で外来療育を受ける障害児・者 | ○ | | | | ○ | | |
| | | 平成30年4月1日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 児童発達支援センター運営事務 | 市長 子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 育成課 | 平成18年10月1日 | 児童発達支援センターの利用契約に基づいて、障害児支援等の福祉サービスを行う。 | 児童発達支援センター利用契約者 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 平成30年4月1日 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |